

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	館長
根 拠 規 定	美郷町北運動公園管理規則第 3 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町北運動公園管理規則第 3 条第 2 項、第 4 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町北運動公園管理規則 （使用許可等） 第 3 条 略 2 運動施設を使用する者は、3 日前までに美郷町北運動公園使用許可申請書（様式第 1 号）を美郷町北体育館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。 3、4 略 （使用許可の取消し） 第 4 条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、運動施設の使用を許可してはならない。また、既に許可した場合は、それを取り消すことができる。 （1） 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあるとき。 （2） 使用の目的又は使用条件に違反したとき。 （3） 館長が特に必要があると認めたとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 即日
備 考	使用する 3 日前までに館長に申請（3-2）
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日